

柔道整復師について

昔から「ほねつぎ」として広く知られ、現在は高校卒業後、厚生労働省の許可した専門養成施設か、文部科学省の許可した四年制大学で、基礎科目、臨床専門科目を履修します。

国家試験を受け、合格すると、厚生労働大臣免許の柔道整復師となります。

資格取得後、臨床研修を受け、「接骨院・整骨院」という施術所を開業できます。

また、介護、スポーツトレーナー、病院勤務等へも、柔道整復師の活躍の場は広がっています。

柔道整復術とは

日本古来の武術のひとつである「柔術」には、相手を殺傷する「殺法」と、傷ついた人を蘇生、施術する「活法」があります。

殺法と活法は、発展変遷を遂げ、現在「殺法」の技は競技柔道に継承され、「活法」は負傷者に施す施術法として、「ほねつぎ」「接骨」として伝承され、「柔道整復術」となっています。



接骨院・整骨院で施術を受ける方へ

接骨院・整骨院では、外傷性の骨折・脱臼・捻挫・挫傷(肉ばなれ等)の施術に、健康保険が使えます。(応急処置の場合を除き、骨折・脱臼は医師の同意が必要ですが、一刻も早い整復が予後を左右します。)

大ケガでなくとも検査等で、骨、関節、筋肉、腱、靭帯等に、損傷部位が特定できれば、上記に該当する場合がありますので、思い当たる原因や動作について、はっきり伝えましょう。

健康保険でかかる際の注意点

- ・初検時とその月の初回時には、保険証を提示してください。その他受給者証等をお持ちの方は、併せて提示してください。また、保険証の変更があったときは、速やかにお知らせください。
- ・保険請求のため、申請書に自筆でサインをお願いします。(手の負傷などによりサインが困難な場合は、代筆させて頂きますので、印鑑をお持ちください。)
- ・同じ負傷で、他の医療機関へ同時期にかかる事はできません。(重複診療になります。)
- ・慰安目的、疲労回復、内科的疾患等は、健康保険での施術の対象外になります。
- ・業務上または通勤時の負傷は、労災保険扱いとなります。健康保険証は使えません。
- ・包帯及び諸材料を交換する際は、別途料金が生じます。

活動内容

社会貢献・公益事業に取り組んでいます



新潟県内の防災訓練に参加しています。



介護予防の体操指導で、地域の健康づくりに貢献。



毎年、県下少年柔道大会を開催しています。